



《参考／定款抜粋》

(目 的)

第3条 本会は、健全な納税者の団体として、誠実な記帳と租税の適正な申告の普及を図るとともに、租税に関する調査研究を行い、納税道義の高揚及び公平な税制と円滑な税務行政の確立に寄与し、事業経営の健全な発展と地域社会の発展を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 申告納税制度の推進に資する事業
- (2) 税制及び税務に関する調査研究並びに建議
- (3) 租税関係の法令、通達等の周知徹底を図るための事業
- (4) 経理、経営に関する講習会、説明会等の開催に関する事業
- (5) 租税教室など税務知識の普及と納税意識の高揚に資する事業
- (6) 記帳指導及び記帳業務の支援に関する事業
- (7) 事業経営の発展及び生活の向上に資する事業
- (8) 機関紙の発行及び上記各号の事業を行うために必要な各種資料の刊行配布
- (9) 友誼団体との連携及び協調に関する事業
- (10) 会員相互の親睦及び福利厚生事業
- (11) 会館賃貸事業
- (12) その他前条の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、神奈川県において行うものとする。